

不動産・相続サポート通信

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

田
4 月号
Vol. 1

誰にでも関係のある

「相続」について、考えていきましょう！

①「相続」ってどういう意味？
具体的に何をやるの？



相続とは・・・

亡くなった人が所有していた財産などの権利や義務を、配偶者や子、親族等が承継することをいいます。簡単にいうと、亡くなった人が持っていた不動産や預貯金などのプラスの財産と借入金などのマイナスの財産を引き継ぐことをいいます。

「相続」においては、亡くなった人を「被相続人」と呼び、財産を受け継ぐ人を「相続人」といいます。

それでは具体的に何をすればいいの？
というところですが、最低限やることは2つです。

- ①名義変更をすること
- ②相続税の申告をすること
(又は申告が必要かどうかの確認)

まず、①名義変更についてですが、不動産は法務局で登記手続きができます。預貯金は金融機関ごとに手続きが必要になります。ここで必要になる書面が「遺言書」又は「遺産分割協議書」です。

「遺言書」は・・・

被相続人が生前に財産の分割に関して、意思表示をした書面になります。



「遺産分割協議書」は・・・

相続人全員で財産の分割に関して、協議し、合意した書面になります。



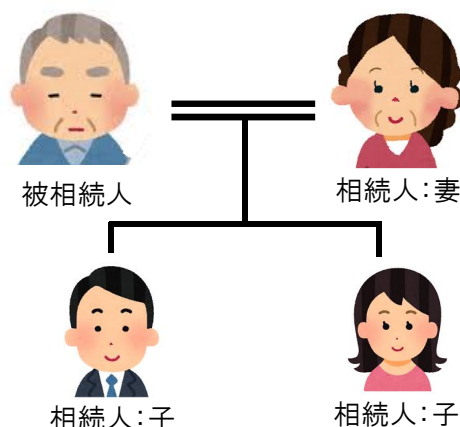
これらをもって、不動産や預貯金などの名義変更の手続きが可能になります。

次に、②相続税申告についてですが、申告が必要となると期限が決まってしまうので、早めに確認されることをお勧めします。申告が必要かどうかは、ご所有の財産が「相続税の基礎控除を超えるかどうか」によって判断ができます。

＜相続税の基礎控除額＞

3,000万円＋600万円×法定相続人の数

＜例：相続人が妻と子2人の場合＞



3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円
となり、
基礎控除額は 4,800万円となります。

不動産や預貯金などの財産の合計が基礎控除を超えてくると、申告が必要になります。申告が必要となった場合には、**10ヶ月以内に相続税の納税と申告**を行う必要があります。仕事や家事を抱えながら、ご自身でやり切るのは、なかなか大変かと思います。名義変更については司法書士や行政書士に依頼することができます。相続税申告は税理士に依頼することができます。

＊次回は・・・

「②相続手続きにはどのような方法があるの？」
をお伝えします。

Q & A

境界線が分からない？



Q. 自分の土地の境界杭を見たことが無いのですが、境界杭は必ず入っているのですか？

A. 必ず境界杭が入っているわけではありません。



境界杭を設置しなければならない、というような法律上の義務はありませんので、必ず入っているわけではありません。ただし、道路拡張、土地分筆、国土調査（国や地方自治体が行う土地の境界測量）が行われている土地は境界杭が入っている可能性が高いです。

こういった測量が行われているかどうかを調べる方法

法務局や市町村役場の道路を管理している部署（道路課、土木課、維持管理課等の名称です）に聞きに行くのが一番確実かと思われます。

建物を新築する際などは、杭がなければ敷地の確認を含めて土地家屋調査士へ境界確定測量を依頼されることをお勧めします。境界杭をしっかり入れておけば、ブロック塀や建物の軒が越境してお隣さんと揉めることはありませんし後々まで安心です。



スタッフ紹介

不動産・相続サポート部門のチームスタッフです。経験豊富なベテラン社員がお手伝いさせていただきます。



事業部長 ヨシダ ヒトシ
吉田 仁
盛岡市出身
モットー：なんとかなる！



営業部長 タカハシ カズヒコ
高橋 一彦
花巻市出身
モットー：ほどほどに頑張る！



事業部 アカガワ トシオ
赤川 寿夫
紫波町出身
モットー：やんべに！



設計主任 フジサワ トシヤ
藤沢 俊哉
盛岡市出身
モットー：自分でやってみる！



サポート担当 カマダ チエコ
鎌田 智恵子
矢巾町出身
モットー：前向きに！



サポート担当 オカダ ユキエ
岡田 幸枝
紫波町出身
モットー：ていねいに！

皆様からのお気軽なお問合せを
スタッフ一同お待ちしております！！

メール登録は
こちらから



<お知らせ>

今後、メールとラインからも情報発信をしてまいります。
ご希望の方は右左のQRコードを読み取り、アドレスの登録をお願いいたします。

ライン登録は
こちらから



このたび、不動産・相続サポートでは会報誌を始めました。不動産・相続・贈与・資産などなど、皆様の今後の暮らしのお役に立つさまざまな情報を発信させていただきますので、よろしくお願いします！
また、ホームページも開設しましたので、是非ご覧ください！

サポート担当：高橋

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

不動産・相続 サポート

株式会社 水本 建築事業部
〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町南矢幅 6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(7)1790 号

お気軽にお電話ください。

TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ

